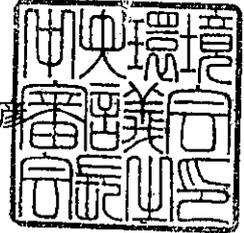




中環審第 997 号  
平成 29 年 10 月 5 日

環境大臣  
中川雅治 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について（答申）

平成 29 年 9 月 19 日付け諮問第 468 号により中央環境審議会に対してなされた「ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について（答申）

平成 29 年 10 月 5 日

ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）又はその塩（以下「PFOS 等」という。）に関する、使用することができる用途、技術上の基準に従わなければならない使用されている製品及び使用されている場合に輸入することができない製品の改正について、以下の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質を使用することができる用途について（化審法第 25 条に基づく措置）

PFOS 等の使用が認められている以下の用途での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、法第 25 条の要件「他の物による代替が困難であること」を満たさなくなったことを受け、PFOS 等を使用することができる用途としての対象から除外することが適当である。

- ①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造
- ②半導体用のレジストの製造
- ③業務用写真フィルムの製造

2. 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品について（化審法第 28 条第 2 項に基づく措置）

取扱上の技術上の基準に従うと共に、告示で定める環境の汚染を防止するための措置等に関する表示をしなければならないとされている PFOS 等が使用されている以下の製品については、使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されていることから、技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品から除外することが適当である。

- ①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）
- ②半導体用のレジスト
- ③業務用写真フィルム

3. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（化審法第24条第1項に基づく措置）

PFOS等を使用することができる以下の製品での使用実態がなく、既に在庫が無いことが確認されているが、ストックホルム条約上は引き続き製造・使用等の禁止の適用除外規定が適用されることから、それらの製品が国内に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがあると考えられる。よって、PFOS等が使用された製品による環境の汚染を防止するため、以下の製品については、PFOS等が使用されている場合に輸入することができない製品として指定することが適当である。

- ①エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）
- ②半導体用のレジスト
- ③業務用写真フィルム